

令和6年度 東京労保連 基礎研修会

- 【日時】 令和6年10月31日（木） 10：00～16：00
- 【場所】 たましんR I S U R Uホール5F 第1会議室
- 【資料】 本レジュメ
資料集
届出書 作成情報
届出書 記載例

令和6年度・基礎研修会 レジюме 目次

1. 社会保険のしくみ

- (1) 保険の意義と5つの要素
- (2) 社会保険の体系
- (3) 社会保険と行政機関
- (4) 労働保険事務組合が関与する届出と行政機関

2. 労働保険事務組合制度

- (1) 労働保険事務組合とは
- (2) 事務委託の出来る事業主の範囲
- (3) 労働保険事務組合の特徴
- (4) 労働保険事務組合が備え付ける帳簿
- (5) 労働保険事務組合の責任
- (6) マイナンバーの取扱い

3. 労災保険制度

- (1) 適用を受ける事業
- (2) 適用を受ける労働者の範囲
- (3) 保険給付
- (4) 特別加入制度

4. 雇用保険制度

- (1) 適用を受ける事業
- (2) 被保険者となる者の範囲と種類
- (3) 保険給付

5. 労働保険事務組合が行う手続

- (1) 労働保険事務組合の委託範囲
- (2) 委託を受けた場合の手続
- (3) 委託事業所の名称・所在地が変更された場合の手続
- (4) 特別加入者の変更、脱退の手続
- (5) 委託を解除する場合の手続
- (6) 被保険者に係る手続
- (7) 労働保険料の計算
- (8) 年度更新

1. 社会保険のしくみ

(1) 保険の意義と5つの要素

保険とは どんなもの？

偶然に発生する事故によって生じる経済的不安に備えて、多数の者が掛け金（保険料）を出し合い、それを資金として事故に遭遇した者に一定金額を給付する制度

私保険と社会保険に大きく分類される。

社会保険とは どんなもの？

憲法 25 条第 1 項（生存権）を実現させるための、同条第 2 項で国の努力義務として定められた具体的施策の一部で、国等が保険方式で運営し、疾病・負傷・障害、老齢、失業等の理由から国民の生存権を脅かす事故が生じた場合に、一定の保険給付を行うことで、被保険者とその家族の生活を保障する制度。

日本国憲法 第 25 条 国民の生存権、国の社会保障的義務

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

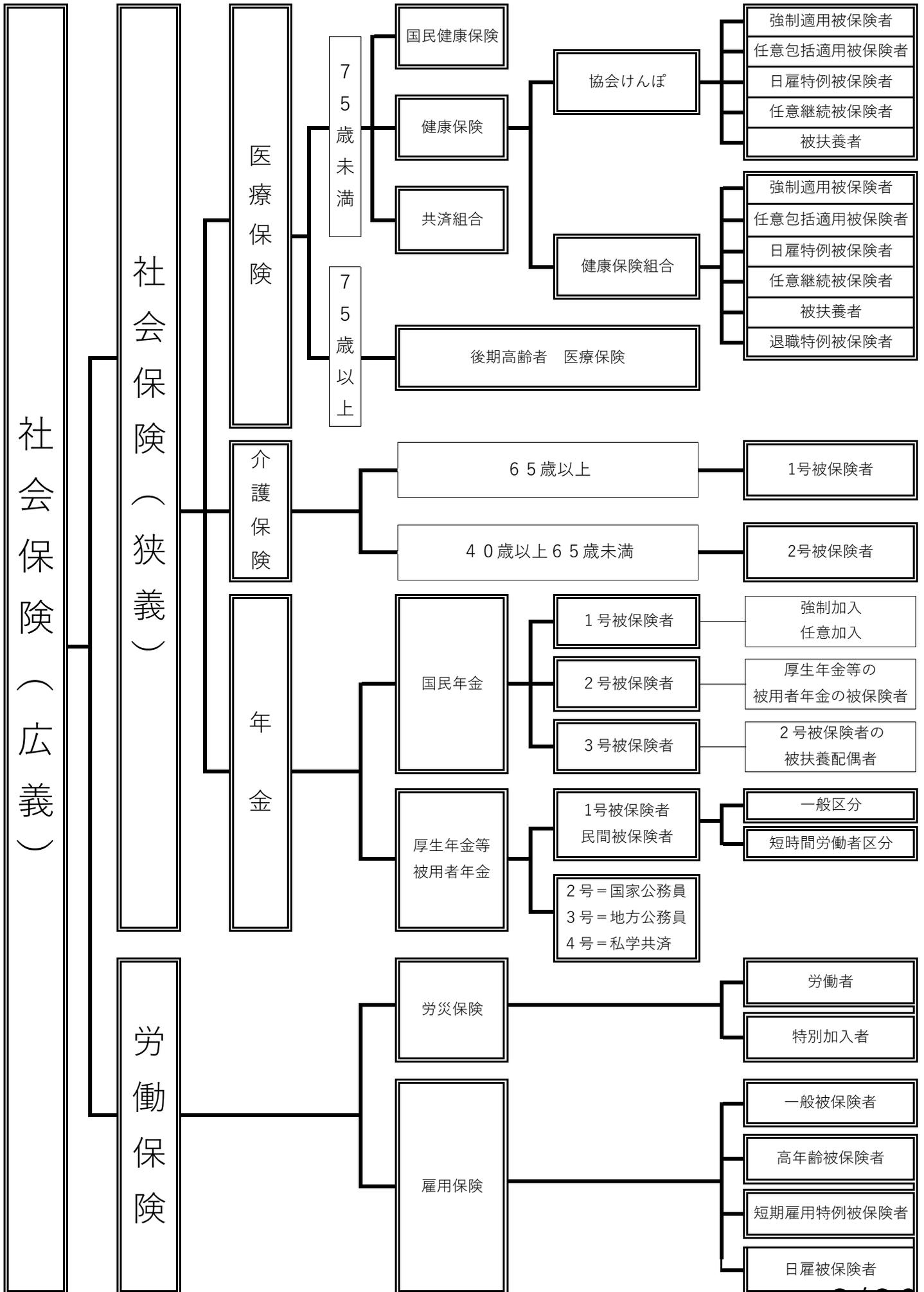
私保険と社会保険の比較

私 保 険	社 会 保 険
個別契約に基づく自己責任	法令に基づく社会的責任
不特定多数を対象	特定多数を対象
自由加入制	強制加入（一部 任意性あり）

保険の5要素

1. 保 険 者 保険契約の当事者の一方で、保険事故が発生した場合に損害の填補または保険金の支払（保険給付）の義務を負う者
2. 被保険者 保険事故が発生した場合に保険金の支払を受ける権利をもつ者
3. 保 険 料 保険加入者等が保険者に支払う金銭
4. 保険給付 保険事故が生じたときに、保険者との契約に基づいて支払われる給付金、保険金、現物給付等
5. 保険事故 保険において保険者の保険金等の支払義務を具体化させる事故（偶然なものでなければならないが、いつか必ず発生するといったものでもよい）

(2) 社会保険の体系



(3) 社会保険と行政機関

	主な窓口	上部団体・組織等
健康保険(協会けんぽ)	全国健康保険協会 都道府県支部	全国健康保険協会
健康保険(組合管掌)	健康保険組合	健康保険組合連合会
国民健康保険	市(区)町村	
後期高齢者医療制度	市(区)町村の国民健康保険課、 保険年金課等	後期高齢者医療広域連合 (都道府県単位)
介護保険	市(区)町村	
国民年金	市(区)町村 ねんきん事務所	日本年金機構
厚生年金	ねんきん事務所	日本年金機構
労災保険	所轄労働基準監督署	都道府県労働局
雇用保険	公共職業安定所	都道府県労働局
労働保険(料)関係	労働基準監督署 公共職業安定所 都道府県労働局	都道府県労働局

太字 → 労働保険事務組合が関与する保険 及び 行政機関

(4) 労働保険事務組合が関与する届出と行政機関

労災保険

	届出者等	届出先等
被保険者資格に係る手続	——	——
特別加入の申請	事務組合	都道府県労働局 (労働基準監督署)
給付請求に係る手続	本人(事業所)	労働基準監督署

雇用保険

	届出者等	届出先等
被保険者資格に係る手続	事務組合	所轄公共職業安定所
離職票作成	事務組合	所轄公共職業安定所
雇用継続給付受給資格確認	事務組合	所轄公共職業安定所
雇用継続給付支給申請	本人(事業所)	所轄公共職業安定所
失業給付に係る手続	本人	住所地の公共職業安定所

労働保険

	届出者等	届出先等
事業所の労働保険関係手続	事務組合	事務組合を管轄する 公共職業安定所 または 労働基準監督署
労働保険料に係る手続き	事務組合	都道府県労働局

2. 労働保険事務組合制度

(1) 労働保険事務組合とは

労働保険徴収法の第4章(第33条～第36条)に、労働保険事務組合に関する記載がある。第33条に労働保険事務組合の根拠ともいべき記載がなされている。

労働保険徴収法 第33条(労働保険事務組合)

1. 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条の事業協同組合又は協同組合連合会 その他の事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。以下同じ。)は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主(厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。)の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項(印紙保険料に関する事項を除く。以下、「労働保険事務」という。)を処理することができる。
2. 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
3. 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体(以下「労働保険事務組合」という。)は、第1項に規定する業務を廃止しようとするときは、60日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
4. 厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法 若しくは雇用保険法 若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令(以下「労働保険関係法令」という。)の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第2項の認可を取り消すことができる。

要約すると・・・

労働保険事務組合制度とは、中小事業の事業主の負担を軽減するため、中小事業の事業主を構成員とする事業協同組合、商工会などの団体が、事業主に代わって労働保険事務をするもの。

厚生労働大臣の認可を受け、事業主の委託を受けて、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項(労働保険事務)を処理することができる。

厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、関連法、及び省令の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、認可を取り消すことができる。

(2) 事務委託の出来る事業主の範囲

使用する企業全体の労働者数が次の規模以下であること。

主たる事業	労働者数
① ②及び③以外	常時 300 人以下
② 金融業、保険業、不動産業又は小売業	常時 50 人以下
③ 卸売業又はサービス業	常時 100 人以下

(3) 労働保険事務組合の特徴

- ① 国に代わって、委託を受けた事業所から労働保険料を徴収し、その徴収した保険料をまとめて国に納付する。(年度更新=賃等報告による賃金集計)
- ② 労災保険における特別加入制度
- ③ 雇用保険の事業所や被保険者に係る手続きを、事業主に代わって行う

(4) 労働保険事務組合が備えるべき帳簿 (法定三帳簿)

労働保険徴収法 第 36 条 (帳簿の備付け)

労働保険事務組合は、厚生労働省令 (第 68 条)

で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

具体的な内容、書式は、必携の次のページで確認してください。

- ① 労働保険事務処理委託事業主名簿等
- ② 労働保険料等徴収及び納付簿
- ③ 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

Check !

上記の帳簿は法令様式なので、原則として規定通りのものを使用しなくてはならない。但し、事務組合の所在地を管轄する公共職業安定所長の承認を受けることにより独自の様式に変更できる。

①、②については、国が電子計算機用の様式を用意していますが、これを利用するには承認が必要となる。

③については、各種届出等の必要記載項目が増えたにも関わらず、法令様式の書式が変更されてない等の理由で記載しづらい状態になっている。承認を得て、独自に記載しやすい書式に改善することが出来る。

(5) 労働保険事務組合の責任

労働保険徴収法 第 35 条 (労働保険事務組合の責任等)

1. 第 33 条第 1 項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。
2. 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。
3. 政府は、前 2 項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第 27 条第 3 項(労災保険法第 12 条の 3 第 3 項 及び第 31 条第 4 項 並びに雇用保険法第 10 条の 4 第 3 項 において準用する場合を含む。)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。
4. 労働保険事務組合は、労災保険法第 12 条の 3 第 2 項の規定及び雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項の規定の適用については、事業主とみなす。

具体的には、次の保険料等を取める義務がある。

- ① 概算保険料、確定保険料及び一般拠出金による納付すべき不足額その他徴収法の規定による労働保険料等
- ② 労働保険料等に係る追徴金
- ③ 労働保険料等に係る延滞金
- ④ 労災保険の保険給付の不正受給に係る連帯徴収金
- ⑤ 労働保険料滞納期間中の事故又は故意、重過失による事故に基づく労災保険の保険給付の費用に係る徴収金
- ⑥ 雇用保険の失業給付の不正受給に係る連帯徴収金

(6) マイナンバー（個人番号）等の取り扱い

1.事務組合が講ずべきこと

労働保険事務組合は、事業主から委託を受けてマイナンバー（個人番号）関係事務を取り扱うため、「個人番号関係実施者」と位置付けられていることから、マイナンバーその他の特定個人情報の適正な取り扱いを確保し、具体的な取り扱いを定めるための「基本方針」及び「事務取扱規定」を策定し、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止などのため、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。

2.安全管理措置

- ①事務取扱担当者や取り扱う事務の範囲の明確化など、組織体制の整備と事務取扱規定に基づく運用
- ②事務取扱担当者に対して適切な監督、教育
- ③盗難・紛失防止のため、施錠可能な書庫等への保管
- ④特定個人情報に関する作業を行う事務スペースは、事務取扱担当者以外の者から見えないよう配置に工夫
- ⑤個人番号の記載された書類を、労働基準監督署やハローワークへ郵送で提出する場合追跡機能な郵便制度を利用（簡易書留等）
- ⑥個人番号を含む情報を電子媒体で持ち出す場合、データの暗号化又はパスワードによる保護を行う
- ⑦情報漏えい事案に迅速に対応するための体制整備

3.マイナンバー（個人番号）の記載が必要となる届出

原則として、被保険者資格に関する届出のすべて

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者喪失届
- ・転勤届
- ・育児休業給付、出生時育児休業給付、介護休業給付、高年齢雇用継続給付の支給申請の初回

4.法人番号について

労働保険関係で法人番号の記入が必要な書類

- ① 労働保険関係成立届
- ② 労働保険料等申告書
- ③ 雇用保険適用事業所設置届・廃止届
- ④ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑤ 労働保険事務等委託届

3. 労災保険制度

(1) 適用を受ける事業所

強制適用事業

労働者災害補償保険法 第3条 (適用事業及び適用除外)

1. この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。
2. 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第一に掲げる事業を除く。）についてはこの法律を適用しない。

暫定任意適用事業

農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業（都道府県、市町村その他これらに準ずる者の事業、法人である事業主の事業及び業務災害の発生のおそれが多いとされる次の①～③の事業を除く）のうち、常時5人以上の労働者を使用する事業以外の事業は、当分の間、任意適用事業とされる。

- ① 林業の事業であって、常時労働者を使用するもの又は1年以内の期間において使用労働者延人員300人以上のもの
- ② 一定の危険又は有害な作業を主として行う事業であって、常時労働者を使用するもの（①及び③を除く）
- ③ 総トン数5トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業（河川、湖沼又は特定の水面において主として操業する事業を除く）

(2) 適用を受ける労働者の範囲

労災保険の適用を受ける事業に使用される労働者は全て労災保険法の適用を受ける。

常用、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態によって適用を除外されるものではない。

(3) 保険給付

保険給付の種類

保険事故	保険給付	目的	給付方法
負傷・疾病	療養（補償）給付	療養に伴う負担の補填	現物給付 または 現金給付（費用請求）
	休業（補償）給付	休業に伴う所得喪失の補償	現金給付
	傷病（補償）年金	重度傷病に伴う所得喪失の補償	現金給付
障害	障害（補償）給付	障害に伴う所得喪失の補償	現金給付
死亡	遺族（補償）給付	死亡に伴う所得喪失の補償	現金給付
	葬祭料（葬祭給付）	葬儀負担補填	現金給付
定期健康診断等の異常所見	二次健康診断等給付	現物給付、又は費用請求	現物給付 または 現金給付（費用請求）

労災保険の保険事故

業務上の事由または通勤による負傷、疾病、障害、死亡。

対象者

適用事業所に使用される者・・・労働者

給付

<現物給付>

国が認める保険医療の範囲内で 100%（健康保険は 70%）

<現金給付>

給付基礎日額をもとに給付の種類ごとに次の通り支給される。

- ・休業（補償）給付 療養の為労務不能の日に対して、1日あたり給付基礎日額の 80%（内 20%は特別支給金）が支給される
- ・障害（補償）給付 給付基礎日額の「障害等級に応じた日数分」を、障害等級第 1 級～第 7 級は年金として、障害等級 第 8 級～第 14 級は一時金として支給される
- ・遺族（補償）給付 給付基礎日額の「遺族（受給資格者）数に応じた日数分」を、年金として支給される

※ 給付基礎日額は、被災前直近の賃金締切日以前の賃金額等で計算される。

(4) 特別加入制度

特別加入の種類

第1種特別加入 = 中小企業事業主等

第2種特別加入 = 一人親方その他の自営業者、特定作業従事者

第3種特別加入 = 海外派遣者

第1種特別加入

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小事業主（個人事業主、法人の代表者） ・ 中小事業主が行う事業に従事する者（家族従事者、法人の代表者以外の役員）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働保険関係が成立していて労働保険事務組合に事務委託していること ※ 労働者を1人以上使用、または、1年間を通して労働者を100日以上使用
給付基礎日額	3500円から25000円まで
手続	(加入脱退等) 労働保険事務組合
	(給付関係) 労働保険の適用事業主 ※労働保険事務組合は給付に係る手続は出来ない

第2種特別加入

一人親方その他の自営業者

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を使用せずに、法で定められた事業を行う一人親方その他の自営業者 ・ 当該事業に従事する者（家族従事者、法人の代表者以外の役員）
要件	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係が成立していない ※ 労働者を使用している（労働保険関係が成立している）1年間を通して労働者を100日未満の使用の際は加入出来る。
給付基礎日額	3500円から25000円まで
手続	(加入脱退等) 特別加入団体・・・通称 一人親方団体
	(給付関係) 同上

特定作業従事者

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を使用せずに、法で定められた事業に従事する者
要件	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係が成立していない ※ 労働者を使用している（労働保険関係が成立している）1年間を通して労働者を100日未満の使用の際は加入出来る。
給付基礎日額	3500円（家内労働者等は2000円）から25000円まで
手続	(加入脱退等) 特別加入団体
	(給付関係) 同上

第2種特別加入（一人親方その他の自営業者）の対象事業

労働者を使用しないで特定の事業を行う 代表者、役員、家族従事者等

① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者
② 建設号の一人親方等
③ 漁船による自営漁業者
④ 林業の一人親方等
⑤ 医薬品の配置販売業者
⑥ 再生資源取扱業者
⑦ 船員法第1条に規定する船員
⑧ 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師
⑨ 創業支援等措置に基づく高年齢者
⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
⑪ 歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士
⑫ 特定フリーランス事業 ※

※ 特定フリーランスとは、企業等から、翻訳、講師、調査など
「他の第2種特別加入の事業・作業」以外の業務の委託を受ける者、
または企業等から委託と同種の業務を消費者から委託を受ける者
(消費者のみからの委託事業は対象外)

第2種特別加入（特定作業従事者）の対象作業

労働者を使用しないで特定の作業を行う者（一部作業は通勤災害対象外）

① 特定農作業従事者
② 指定農業機械作業従事者
③ 国または地方公共団体が実施する訓練従事者
④ 家内労働者およびその補助者
⑤ 労働組合等の一人専従役員（委員長等の代表者）
⑥ 介護作業従事者および家事支援従事者
⑦ 芸能関係作業従事者
⑧ アニメーション制作作業従事者
⑨ ITフリーランス

第3種特別加入（海外派遣者）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国際協力機構等開発途上地域に対する技術協力の実施を業務（有期事業を除きます。）とする団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者 ・日本国内で行われている事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外の事業に従事する労働者 ・日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあっては50人、卸売業又はサービス業にあっては100人）以下の労働者を使用する事業に従事する事業主とその他労働者以外の者
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険関係が成立している事業所からの海外派遣であること ・日本国内の適用事業において、労災保険の適用を受ける者であること
給付基礎日額	3500円から25000円まで
手続	（加入脱退等） 労働保険適用事業の事業主 労働保険事務組合に委託している場合は労働保険事務組合
	（給付関係） 労働保険適用事業の事業主（社会保険労務士に委託可） 労働保険事務組合は給付に係る手続は出来ない

4. 雇用保険制度

(1) 適用を受ける事業

強制適用事業

雇用保険法 第5条 (適用事業)

1. この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。
2. 略

暫定任意適用事業

雇用保険法 附則 第5条 (適用範囲に関する暫定措置)

1. 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であって、政令で定めるものは、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。
 - (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
 - (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）
2. 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第2条又は第3条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第5条第1項に規定する適用事業に含まれるものとする。

具体的には・・・

農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業を除く）であって、常時5人以上の労働者を雇用する事業以外（5人未満）の事業は、当分の間、任意適用事業とされる。ただし、水産の事業のうち、船員が雇用される事業は、任意適用事業とされない。

(2) 被保険者となる者の範囲と種類

被保険者の種類

- ① 一般被保険者
- ② 高年齢被保険者
- ③ 短期雇用特例被保険者
- ④ 日雇労働被保険者

被保険者とならない者

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者(日雇労働被保険者となる者を除く。)
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者(前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働被保険者に該当する者を除く。)
- ③ 季節的に雇用される者であって、4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が20時間以上であって30時間未満である者
※ 当初より4ヵ月を超える期間雇用をすることが明らかな場合
→ 雇入れ当初から被保険者となる。
4ヵ月以内の期間を定めて雇用されていたものが、この期間を超えて引続き同一の事業主に雇用されるようになった場合
→ その超えた日から被保険者となる。
- ④ 学校教育法第1条に規定する学校の学生または生徒であって厚生労働省令で定める者
- ⑤ 船員法に規定する船員であって、御せ印(政令で定めるものに限りません。)に乗り組むため雇用される者(1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)
- ⑥ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者の内、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が雇用保険の失業給付の内容を超えると認められる者

※ 平成29年1月の法改正前は、次の者も「被保険者とならない者」とされていた。
「65歳に達した日以後に雇用される者(同一の事業主の適用事業に同日の 前日から引き続いて雇用されている者及び短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当するものを除きます。)」
尚、下線部に該当する被保険者の種類は「高年齢継続被保険者」とされていた。

(3) 保険給付

失業等給付

- ① 求職者給付
 - ・ 一般求職者給付
 - ・ 高年齢求職者給付
 - ・ 短期雇用特例被保険者の求職者給付
 - ・ 日雇労働求職者給付
- ② 就職促進給付
- ③ 教育訓練給付
- ④ 雇用継続給付
 - ・ 高年齢者雇用継続給付
 - ・ 育児休業給付
 - ・ 介護休業給付

二事業

- ① 雇用安定事業
 - ・ 雇用調整助成金
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金
 - ・ 労働移動支援助成金 等
- ② 能力開発事業（キャリア形成促進助成金、職業能力開発施設の設置・運営等）

就職支援法事業

下記要件を満たす特定求職者が対象

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

5. 労働保険事務組合が行う事務

(1) 労働保険事務組合委託範囲

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 概算保険料、確定保険料その他労働保険料と一般拠出金（以下 労働保険料等と言う）及びこれに係る徴収金の申告・納付② 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転勤の届出 その他 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する手続③ 労働保険関係成立届、雇用保険の事業所設置の提出に関する手続④ 労働保険の特別加入申請、変更申請、脱退申請等に関する手続⑤ 労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続⑥ その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続 |
|--|

※委託範囲から除かれている事務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 印紙保険料に関する手続等② 労災保険の保険給付及び社会復帰促進等事業として行う特別支給金に関する請求書等に係る事務手続 及び その代行③ 雇用保険の保険給付に関する請求等に係る事務手続 及び その代行④ 雇用保険の雇用安定事業 及び 能力開発事業に係る事務手続き 及び その代行 |
|--|

(2) 委託を受けた場合の手続

事業を開始した（初めて労働者を使用するに至った）事業所より委託を受けた場合
<ul style="list-style-type: none">① 事業所への確認<ul style="list-style-type: none">・労働者数、事業の種類・支店等、他の事業所の有無、・他の事業所がある場合は当該事業所の事業の種類・労働保険関係成立年度における概算賃金（賃等報告の受理）・特別加入意思の有無（中小企業事業主等、海外派遣者）・その他、労働保険関係成立届（事務処理委託届）への記載事項等 <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none">・委託範囲内か否か・労働保険番号の付番（一元・二元の区別、事務所労災、海外派遣の有無）・特別加入の迅速な手続
② 労働保険事務等委託書（組様式第1号）の取り交し

③ 労働保険関係成立届（事務処理委託届）の提出

事務組合の所在地を管轄する公共職業安定所または労働基準監督署に速やかに提出する

④ 特別加入申請書（中小企業事業主等）の届出

《中小企業事業主等に特別加入意思がある場合》

事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して都道府県労働局長
※労働基準監督署を経由せずに、都道府県労働局長に提出できる。

ポイント

- ・ 包括加入の確認（加入すべき総ての者について加入手続きを行っているか）
- ・ 提出日の翌日から特別加入が有効となる旨の説明 及び 迅速な手続
- ・ 給付基礎日額の妥当性（事業主等に給付内容等を説明しているか）

⑤ 特別加入申請書（海外派遣者）の届出

《海外派遣者に特別加入意思がある場合》

事務組合の所在する都道府県労働局長（労働基準監督署を経由可）

ポイント

- ・ 国内で労働者として労災保険の対象となっているか？
- ・ 派遣先で労働者の立場か？労働者の立場でない場合の派遣先の事業規模は？
- ・ 派遣か、出張か？（指揮命令はどちらから？） 単なる留学ではないか？
- ・ 国内の労働保険の成立している事業所からの派遣か？現地採用ではないか？
- ・ 提出日の翌日から特別加入が有効となる旨の説明 及び 迅速な手続

⑥ 継続事業の一括

《支店等がある場合》

(1) 支店等に係る「労働保険関係成立届（事務処理委託届）」の届出

(2) 「継続一括認可・追加・取消申請書」を、本社等の事業所（以下 指定事業と言う。）
を管轄する監督署または職安を経由して届出。

ポイント

- ・ 指定事業と支店等の事業の種類が同一であるか？

⑦ 概算保険料の計算と納付依頼

賃等報告の提出を受けて概算賃金を把握し、納入通知書 を委託 事業主に交付し、保険料額等について通知する。

ポイント

- ・ 個別成立している事業所、あるいは 他の事務組合に委託している事業所から委託を受ける際、メリット適用がある場合はこれを継続させるように留意する。

⑧ 増減額報告

委託を受けたことにより、事務組合が既に申告済みの概算保険料に、委託事業所分の保険料を第2期以降の納付分に加える（増額訂正する）旨の届出。

「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」及び、「労働保険料・一般拠出金申告書内訳」にて届出する。

※ 委託時期が1月11日以降、または1月10日までに増減額報告が提出できなかった場合は、翌年度の年度更新時に清算する。

⑨ 雇用保険適用事業所設置届

（雇用保険被保険者資格取得届）※（5）被保険者に係る手続きを参照

雇用保険の被保険者に該当する者がいる場合に、委託事業所を管轄する公共職業安定所に届出をする。

※ 個別成立している事業所、あるいは他の事務組合に委託している事業所から委託を受ける場合で、既に適用事業所が設置されて被保険者となっている場合は、雇用保険適用事業所設置届に替えて、雇用保険事業主事業所各種変更届を提出する。（労働保険番号が変更となった旨の届出）

（3）委託事業所の名称・所在地等が変更された場合の手続

① 労働保険 名称・所在地変更届の提出

事務組合の所在地を管轄する公共職業安定所または労働基準監督署に速やかに提出する

② 雇用保険事業主事業所各種変更届の提出

委託事業所を管轄する公共職業安定所に届出をする。

設置している公共職業安定所の管轄外へ移転する場合は、移転後の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。

(4) 特別加入後の変更、脱退の手続

① 特別加入変更届

〈特別加入の承認を受けた後に変更が生じた場合〉

事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して都道府県労働局長

※労働基準監督署を経由せずに、都道府県労働局長に提出できる。

ポイント

・届出の対象となる主な変更内容

- ▶特別加入の承認を受けた事業場で、新たに特別加入する者がいる場合
- ▶従事する業務、作業に変更があった場合
- ▶事業主との関係や氏名等
- ▶特別加入の対象者でなくなった場合（退任等）

※特別加入の対象ではなくなった事実によるものでなく、事業所が全員の脱退を希望する場合には②の脱退の手続となる

・提出日の翌日から特別加入の変更が有効となる旨の説明 及び 迅速な手続

・特別加入者でなくなった場合、変更決定日は提出日の翌日以降の希望日だが、保険料はその特別加入者不該当の事実のあった月までの計算となる

②特別加入脱退申請書

〈特別加入後に脱退を希望する場合〉

事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して都道府県労働局長

※労働基準監督署を経由せずに、都道府県労働局長に直接提出でも良い。

ポイント

・提出日の翌日から特別加入の変更が有効（保険料の対象外）となる

—委託解除による特別加入脱退でも提出が必要 ■下記の通り取り扱い変更■

・委託解除時は、特別加入脱退申請書の提出は不要、委託解除と連動して全員の特別加入脱退の扱いとなる

(5) 委託を解除する場合の手続

① 事業所への確認

- ・委託解除後の事業について、事業廃止？継続？
- ・事業を継続し労働者が残る場合、労働保険事務は個別移行か委託替えか、また、労働保険番号などを出来るだけ確認をする。メリットに影響。
- ・委託解除までの賃金データ
- ・保険料還付が予想される場合の、還付先・還付手段など
- ・その他、労働保険事務等処理委託解除届への記載事項等

② 労働保険事務等委託解除通知書（組様式第11号）の取り交し

<p>③ 労働保険事務等処理委託解除届の提出</p> <p>事務組合の所在地を管轄する公共職業安定所または労働基準監督署に速やかに提出する</p>
<p>④ 委託解除年度の確定保険料の計算と清算</p> <p>賃等報告の提出を受けて賃金総額を把握し、確定保険料を計算する。</p> <p>中途確定保険料 > 納付済み概算保険料 → 追加納付依頼</p> <p>中途確定保険料 < 納付済み概算保険料 → 保険料の還付</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の還付は、概算保険料の減額訂正を行うことにより捻出され、国に還付請求をすることは原則としてない。ただし、基幹番号単位で 還付額が未納付の概算保険料を上回る場合は、上回る額を事務組合が国に還付請求する。
<p>⑤ 増減額報告</p> <p>委託解除により計算された「解除事業所における 中途年度の確定保険料額と、申告済み概算保険料額との差」を、当該年度における事務組合（基幹番号）の概算保険料に反映する。</p> <p>「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」及び、「労働保険料・一般拠出金申告書内訳にて届出する。</p> <p>※ 委託時期が1月11日以降、または1月10日までに増減額報告が提出できなかった場合は、翌年度の年度更新時に清算する。</p>
<p>⑥ 雇用保険に係る手続き</p> <p>＜事業廃止の場合＞</p> <p>雇用保険適用事業所廃止届の提出</p> <p>雇用保険被保険者資格喪失届</p> <p>雇用保険被保険者離職証明書</p>

(6) 被保険者に係る手続き

労働者が被保険者となった場合

なにを	雇用保険被保険者資格取得届 （様式第2号）
いつ	被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日まで （東京都では翌月末日までの取り扱いとなっている）
どこに	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

被保険者の資格がなくなった場合

なにを	雇用保険被保険者資格喪失届 （様式第4号）
いつ	被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内
どこに	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

被保険者でなくなったことの原因が離職である場合には、原則としてこの届に雇用保険被保険者離職証明書を添えること。

離職証明書

なにを	雇用保険被保険者離職証明書（様式第 5 号）
いつ	資格喪失届を提出するとき
どこに	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

被保険者が転勤した場合

なにを	雇用保険被保険者転勤届（様式第 10 号）
いつ	事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内
どこに	転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

被保険者が高年齢雇用継続給付の対象になったとき等の場合

なにを	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（様式第 33 号の 4）
いつ	雇用する被保険者が 60 歳に達した日以後、当該被保険者が最初に高年齢雇用継続基本給付金の支給申請をするときまで
どこに	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長又は高年齢雇用継続基本給付金の支給申請を行う被保険者

被保険者が育児（介護）休業を開始した場合

なにを	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
いつ	雇用する被保険者が 1 歳に満たない子を養育するための休業を開始した日の翌日から起算して 10 日以内 ただし、事業主が被保険者に代わって「育児休業給付金支給申請書」を提出する場合には、初回の支給申請書と同時に（初回の支給申請書の提出期限までに）提出することができる。
どこに	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

※ 従来の氏名が変更となった際に提出する氏名変更届はなくなり、資格喪失届、雇用継続給付初回申請、育児・介護給付初回申請、転勤届の提出時に氏名変更を行うこととなった。尚、従来通り、資格取得時に行うことも出来る。

(7) 労働保険料の計算

① 労働保険事務組合の申告・納付の単位

末尾 0	当該事務組合に委託する一元適用事業（二元適用事業以外の事業所）のすべて $133 \times \times - 9 \times \times \times \times 0$ ※ メリット適用事業所は、事業所単位で申告・納付 $133 \times \times - 9 \times \times \times \times 0 - \times \times \times$	
	一般保険料（労災・雇用）	賃金総額 × 一般保険料率（労災保険率 + 雇用保険率） または 労災保険の賃金総額 × 一般保険料率（労災保険率） + 雇用保険の賃金総額 × 一般保険料率（雇用保険率）
	第1種特別加入保険料	保険料算定基礎額の総額 × 第1種特別加入保険料率(※) (※)当該事業所に適用される労災保険率
末尾 2	当該事務組合に委託する二元適用事業のすべて $133 \times \times - 9 \times \times \times \times 2$	
	一般保険料（雇用）	雇用保険の賃金総額 × 一般保険料率（雇用保険率）
末尾 5	当該事務組合に委託する 建設業である二元適用事業のすべて $131 \times \times - 9 \times \times \times \times 5$ ※ メリット適用事業所は、事業所単位で申告 及び 納付 $131 \times \times - 9 \times \times \times \times 5 - \times \times \times$	
	一般保険料 （建設業の現場労災）	労災保険の賃金総額(※) × 一般保険料率（労災保険率） (※) 賃金総額の算定特例 → 請負金額 × 労務比率
	第1種特別加入保険料	保険料算定基礎額の総額 × 第1種特別加入保険料率(※) (※) 末尾5の当該事業所に適用される労災保険率
末尾 6	当該事務組合に委託する二元適用事業のすべて $131 \times \times - 9 \times \times \times \times 6$ ※ メリット適用事業所は、事業所単位で申告 及び 納付 $131 \times \times - 9 \times \times \times \times 6 - \times \times \times$	
	一般保険料（事務所労災）	労災保険の賃金総額 × 一般保険料率（労災保険率）
	第1種特別加入保険料	保険料算定基礎額の総額 × 第1種特別加入保険料率(※) (※) 末尾6の当該事業所に適用される災保険率
末尾 8	末尾0、末尾6の適用事業から 海外に派遣される場合に適用される海外労災 事業所単位で申告 及び 納付 $131 \times \times - 9 \times \times \times \times 8 - \times \times \times$	
	第3種特別加入保険料	保険料算定基礎額の総額 × 第3種特別加入保険料率(※) (※) 法定の料率 1000分の3

② 保険料の算定基礎となる賃金額等

<p>労災保険の賃金総額</p>	<p>《原則》 適用事業の保険年度において、その事業に使用するすべての労働者に支払われた賃金の合計額</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><他の事業からの受入出向者> 事業に使用する労働者に該当 出向元で支払われた賃金を確認して算入</p> <p><他の事業へ出向させている者> 出向先の事業で使用する労働者に該当 自らの事業の労災保険の賃金総額から除外 当該出向者に支払った賃金を出向先に連絡</p> </div> <p>《特例計算》 請負による建設の事業では、請負金額を賃金の代用値とし 工事ごとに次の計算で得られる額の合計額 請負金額（元請に限る）× 労務比率 【資料⑩ 一括有期事業総括表を参照】</p>
<p>雇用保険の賃金総額</p>	<p>適用事業の保険年度において、労働者の内 その事業において雇用保険に加入している者に支払われた賃金の合計額</p>
<p>特別加入者の保険料算定基礎額</p>	<p>下記の特別加入者各人の保険料算定基礎額の合計額 （加入者の保険料を合計後、1000円未満切り捨て）</p> <p>《年度を通して加入》 給付基礎日額ごとに定められた保険料算定基礎額 （給付基礎日額×365日）</p> <p>《年度の中途において 加入・脱退の場合＝特例計算》 上記の保険料算定基礎額の月割計算額 【資料⑨ 特別加入保険料 算定基礎額早見表】</p>

③ 保険料率等

労働保険徴収法 第10条（労働保険料）

政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料
- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料
- 五 特例納付保険料

チェック

労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法において、労災保険料、雇用保険料の文言はありません。

法律上では、労災保険料も雇用保険料も一般保険料となります。

1) 一般保険料率

労災保険率 + 雇用保険率
 or 労災保険率
 or 雇用保険率

チェック

「料率」には「保険料等を計算する際の割合」という意味があります。

労災保険率や雇用保険率が単に「率」となっているのは、法律上では直接保険料を計算するものとされていないためです。

2) 労災保険率

業種ごとに定められた率
 ※ 令和6年度 変更あり 資料①参照

3) 雇用保険率

次の区分ごとに定められた率（令和5年から変更なし） 令和6年度

	労働者負担	事業主負担	雇用保険理宇
一般の事業	1000分の6	1000分の9.5	1000分の15.5
農林水産・ 清酒製造の事業	1000分の7	1000分の10.5	1000分の17.5
建設の事業	1000分の7	1000分の11.5	1000分の18.5

4) 第1種特別加入保険料率

当該委託事業所の一般保険料率に適用される労災保険率

5) 第3種特別加入保険料率

1000分の3

④ 労働保険料の計算（納付単位ごと）

末尾0（一元適用）の計算

<p>一般保険料</p>	<p>【確定保険料】</p> <p>< 労災保険と雇用保険の確定賃金総額が同じ場合 > 確定賃金総額 × 一般保険料率（確定年度の 労災保険率 + 雇用保険率）</p> <p>< 労災保険と雇用保険の確定年度賃金総額が異なる場合 > 労災保険の確定賃金総額 × 一般保険料率（確定年度の 労災保険率） + 雇用保険の確定賃金総額 × 一般保険料率（確定年度の 雇用保険率）</p> <p>【概算保険料】</p> <p>< 労災保険の概算賃金と雇用保険の概算賃金と同じ場合 > 概算賃金※ × 一般保険料率（概算年度の「労災保険率 + 雇用保険率」） ※ 概算年度における賃金総額の見込額</p> <p>< 労災保険の概算賃金と雇用保険の概算賃金が異なる場合 > 労災保険の概算賃金 × 一般保険料率（概算年度の 労災保険率） + 雇用保険の概算賃金 × 一般保険料率（概算年度の 雇用保険率）</p>
<p>第1種 特別加入 保険料</p>	<p>【確定保険料】</p> <p>確定年度の保険料算定基礎額の総額 × 第1種特別加入保険料率(※) (※) 当該委託事業所の一般保険料率に適用される確定年度の 労災保険率</p> <p>【概算保険料】</p> <p>概算年度の保険料算定基礎額の見込額 × 第1種特別加入保険料率 (※) (※) 当該委託事業所の概算年度の 労災保険率と同じ</p>

末尾2（二元適用 雇用保険）の計算

<p>一般保険料</p>	<p>【確定保険料】</p> <p>雇用保険の確定賃金総額 × 一般保険料率（概算年度の 雇用保険率）</p> <p>【概算保険料】</p> <p>雇用保険の概算賃金 × 一般保険料率（概算年度の 雇用保険率）</p>
--------------	---

末尾5（二元適用 現場労災＝一括有期事業）の計算

<p>一般保険料</p>	<p>【確定保険料】 労災保険の確定賃金総額(※) × 一般保険料率 (確定年度の労災保険率) (※) 特例計算 確定年度に終了した元請工事の請負金額 × 労務比率 (※) 原則計算 確定年度の元請工事に従事するすべての労働者（下請、孫請等を含む）に支払った賃金の合計額</p> <p>【概算保険料】 労災保険の概算賃金(※) × 一般保険料率 (概算年度の労災保険率) (※) 特例計算 概算年度に終了する元請工事の請負見込額 × 労務比率 原則計算 下請も含め 概算年度の元請工事に係る実賃金支払額の見込</p>
<p>第1種 特別加入 保険料</p>	<p>【確定保険料】 確定年度の保険料算定基礎額の総額 × 第1種特別加入保険料率(※) (※) 当該委託事業所の一般保険料率に適用される確定年度の労災保険率</p> <p>【概算保険料】 保険料算定基礎額の概算額 × 第1種特別加入保険料率 (※) (※) 当該委託事業所の一般保険料率に適用される概算年度の労災保険率</p>

末尾6（二元適用 事務所労災）の計算

<p>一般保険料</p>	<p>【確定保険料】 労災保険の確定年度賃金総額 × 一般保険料率 (確定年度の労災保険率)</p> <p>【概算保険料】 労災保険の概算賃金 × 一般保険料率 (概算年度の労災保険率) ※ 事務所労災の事業の種類は、当該事業所の事業に応じたものになるが、建設業の営業、事務部門等は「その他の各種事業 9416」が原則。</p>
<p>第1種 特別加入 保険料</p>	<p>【確定保険料】 確定年度の保険料算定基礎額の総額 × 第1種特別加入保険料率(※) (※) 当該委託事業所の一般保険料率に適用される確定年度の労災保険率</p> <p>【概算保険料】 保険料算定基礎額の概算額 × 第1種特別加入保険料率 (※) (※) 当該委託事業所の一般保険料率に適用される概算年度の労災保険率</p>

末尾 8 の計算 (海外派遣 特別加入)

<p>第 3 種特別加入 保険料</p>	<p>【確定保険料】 確定年度の保険料算定基礎額の総額 × 第 3 種特別加入保険料率(※) (※) 確定年度の料率 令和 3 年度 1000 分の 3</p> <p>【概算保険料】 概算年度の保険料算定基礎額の見込額 × 第 3 種特別加入保険料率 (※) (※) 概算年度の料率 令和 4 年度 1000 分の 3</p>
--------------------------	---

一般拠出金の計算

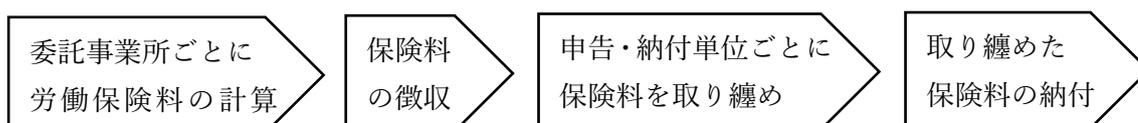
<p>一般拠出金</p>	<p>【一般拠出金の確定額】 労災保険の確定賃金総額 (※1.) × 一般拠出金率 (※2.) (※1.) 一般拠出金の算定基礎額は、労災保険の確定賃金総額のみ 雇用保険の賃金総額、特別加入の保険料算定基礎額は対象外 (※2.) 令和 3 年度 1000 分の 0.02 尚、一般拠出金は 概算額を納付しない。</p>
--------------	---

(8) 年度更新

① 年度更新とは

労働保険の年度更新とは、労働保険料等の次の事項について計算、申告及び納付する手続を行うこと

- 1) 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(確定保険年度)の確定保険料及び 予め納付した当該年度分の申告済概算保険料との差額
- 2) 次年度の概算保険料
- 3) 保険年度の一般拠出金



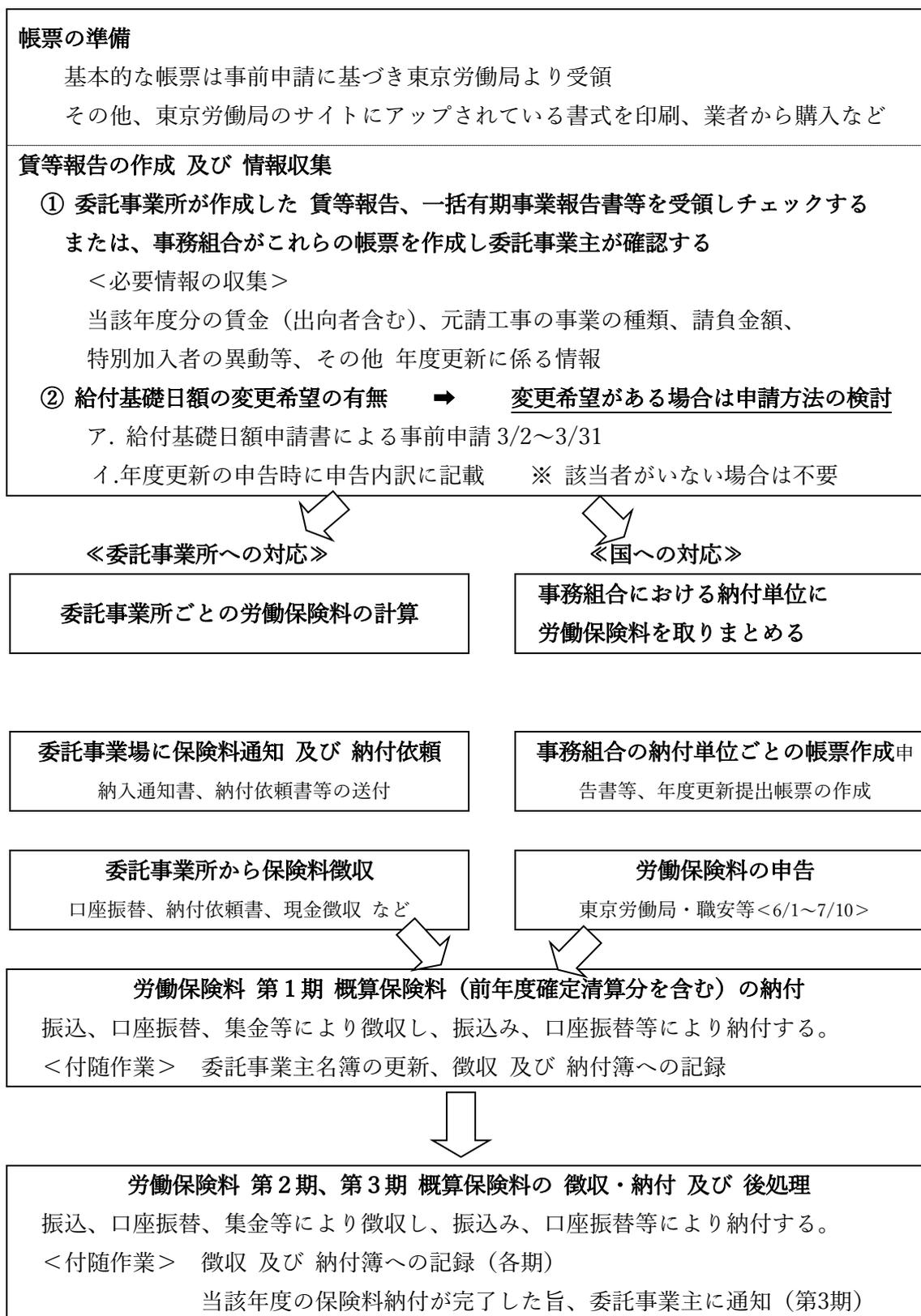
～ 労働保険事務組合への委託事務 ～

- 1) 概算保険料、確定保険料その他労働保険料と一般拠出金（以下労働保険料等と言う）及びこれに係る徴収金の申告・納付
- 2) 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転勤の届出
その他 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する手続
- 3) 労働保険関係成立届、雇用保険の事業所設置の提出に関する手続
- 4) 労働保険の特別加入申請、変更申請、脱退申請等に関する手続
- 5) 労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続
- 6) その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続

② 「個別事業主」と「労働保険事務組合」の行う年度更新の比較

	個別事業主の行う年度更新	労働保険事務組合が行う年度更新
取り扱う労働保険料の種類	一般保険料 第3種特別加入保険料	一般保険料 第1種特別加入保険料 第3種特別加入保険料
保険料の申告・納付	事業主が直接 国に納付	委託事業主の労働保険料を、労働保険事務組合が取り纏めて国に納付
延納 (3回の分割納付)	概算保険料が原則40万円以上(労災保険、雇用保険の何れか一方のみの保険関係の場合は20万円以上)で延納が可能	要件なしで延納が可能

③ 年度更新の流れ



お疲れ様でした。